

平成26年12月26日	協定締結
平成28年3月17日	協定変更
平成30年3月20日	協定変更
令和2年3月19日	協定変更
令和7年3月21日	協定変更

庄内北部定住自立圏の形成に関する協定を変更する協定

酒田市（以下「甲」という。）と庄内町（以下「乙」という。）は、庄内北部定住自立圏の形成に関する協定（平成26年12月26日締結）を次のとおり変更する。

別表第1 1 医療 (1) 休日及び夜間における診療体制の充実の表中

「
圏域内の休日及び夜間の診療体制確保のため、甲が開設する「酒田市休日診療所」及び日本海総合病院において酒田地区医師会の協力により実施する「平日夜間診療事業」の維持継続とともに、圏域内の住民に対し、これら初期救急医療施設の適正な利用に関する普及啓発を図る。

を
「

圏域内の休日及び夜間の診療体制確保のため、休日診療及び平日夜間診療の初期救急医療体制を維持継続するにあたり、必要な支援を行う。また、圏域内の住民に対し、これら初期救急医療施設の適正な利用に関する普及啓発を図る。

に改める。

別表第1 3 教育中 (2) 文化振興事業の推進の表を削り、(3) 生涯学習・社会教育事業の相互利用の表を (2) 生涯学習・社会教育事業の相互利用の表とし、(4) 文化財の保護及び利活用の推進の表を削る。

別表第1 中「4 産業」を「4 産業振興」に改める。

別表第1 4 産業振興中 (2) 企業振興、企業誘致等の推進の表を削り、(3) 高校生の地元定着の促進の表を (2) 高校生の地元定着の促進の表とし、(4) 育苗施設の広域利用の表を (3) 育苗施設の広域利用の表とする。

別表第1 5 その他 (4) 國際交流サロンの広域利用の表及び

(5) 消防防災・災害対応体制の充実の表を削る。

別表第1中 5 その他の表を 6 その他の表とし、4 産業振興の表の次に次の1表を加える。

5 防災

消防防災・災害対応体制の充実

取組みの内容	圏域内の消防防災体制及び災害発生時の対応充実を図るため、圏域内で情報を共有しながら、災害発生時に、その被災を最小限に抑えるとともに、避難者支援の充実に取り組む。
甲の役割	甲は、関係団体と連携を図りながら、乙と連携して情報の共有化に努めるとともに、災害発生時には乙と連携して災害対応と避難者等の支援を行う。
乙の役割	乙の関係団体と連携を図りながら、甲と連携して情報の共有化に努めるとともに、災害発生時には甲と連携して災害対応と避難者等の支援を行う。

別表第2 1 交通インフラの整備の表及び 2 地域公共交通の表を次のように改める。

1 地域公共交通

地域公共交通ネットワークの構築

取組みの内容	圏域内住民の日常生活の利便性の向上及び交流人口の拡大を図るため、新たな地域公共交通の導入の検討を行う。
甲の役割	乙及び関係機関と連携を図りながら、住民の日常生活の移動手段の確保及び交流人口の拡大を図るため、地域公共交通網の拡充に向けた検討を行う。
乙の役割	甲及び関係機関と連携を図りながら、住民の日常生活の移動手段の確保及び交流人口の拡大を図るため、地域公共交通網の拡充に向けた検討を行う。

2 道路等の交通インフラの整備

(1) 道路・鉄道等インフラ整備の推進

取組みの内容	圏域内の住民の利便性や物流機能の向上を図るため、道路や鉄道の交通アクセスの確保と強化等、圏域のネットワーク化に繋がる交通網の整備を推進する。
甲の役割	国道等の高規格化の推進等、交通機能の整備促進に係る関係機関への働きかけや早期実現に向けた活動を展開し、圏域の交通インフラ整備を推進するうえで、中心的な役割を担う。
乙の役割	甲と連携し、国道等の高規格化の推進等、交通機能の整備促進に係る関係機関への働きかけや早期実現に向けた活動を展開し、圏域の交通インフラ整備とともに推進する。

(2) 市町道ネットワークの向上

取組みの内容	圏域内の地域間ネットワークの安全な通行確保を図るため、除雪における路線交換により、効率化及びコスト化を図る。
甲の役割	行政区域に跨る道路について、乙との協議調整を経て除雪計画の策定を行い、安全な地域間ネットワーク確保のために計画的で効率的な維持管理を行う。
乙の役割	行政区域に跨る道路について、甲との協議調整を経て除雪計画の策定を行い、安全な地域間ネットワーク確保のために計画的で効率的な維持管理を行う。

別表第2中 3 その他の表を 4 その他の表とし、2 道路等の交通インフラの整備の表の次に次の1表を加える。

3 地域内外の住民との交流・移住促進

国際交流サロンの広域利用

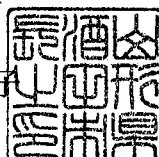
取組みの内容	圏域内の外国出身者が暮らしやすい環境づくりを進めるため、甲が設置する酒田市国際交流サロンについて、甲及び乙の住民を対象に事業を実施する。
甲の役割	酒田市国際交流サロンで実施する事業について、乙の住民も利用できるようにするとともに、取組みの調整を図る。
乙の役割	乙の住民に対して、酒田市国際交流サロンの利用に関する周知を行う。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年3月21日

甲 酒田市本町二丁目2番45号

酒田市長 矢 口 明 子



乙 東田川郡庄内町余目字町132番地1

庄内町長 富 横

